

経営承継関連保証制度のご案内

中小企業者における経営者の死亡または退任等に起因する経営の承継に伴い、必要となる議決権株式や事業用資産等の取得資金を保証することにより、経営承継の円滑化を支援いたします。

■制度概要

対 象 者	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号）第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた法人および個人		
保証限度額	一般保証とは別枠 一企業者2億8,000万円 （内訳）普通保険に係る保証 2億円 無担保保険に係る保証 8,000万円 特別小口保険に係る保証 1,250万円		
対 象 資 金	①～⑤のうち、認定を受けた事由に対する資金 ①議決権株式の取得資金 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金 ⑤運転資金		
責任共有制度	対象（ただし、特別小口保険に係る保証は除く。）		
貸付利率	金融機関所定利率		
信用保証料率	年0.45%～1.90%（ただし、特別小口保険に係る保証は年0.75%）		
保証期間	運転10年以内・設備資金15年以内		
貸付形式	手形貸付、証書貸付、手形割引	返済方法	一括または分割返済
担 保	必要に応じて徴求	保 証 人	原則、法人代表者以外不要
保証申込書類	一般保証申込書類、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の規定による経済産業大臣の認定書（申請書の写しを含む）、認定申請の提出書類の写し		
取扱期間	認定書の有効期限である認定を受けた日の翌日から起算して1年を経過する日までに保証申込を受付したもの		